

平成 29 年 10 月 15 日

(公財)日本卓球協会加盟
各都道府県団体 御中

公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団
理事長 中山 紘治郎
(公 印 省 略)

「坊っちゃんカップ・第 11 回道後温泉卓球大会」の開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本年 2 月に開催いたしました「坊っちゃんカップ・第 10 回道後温泉卓球大会」では、全国からたくさんのご参加をいただき、盛大に開催できましたことを深く感謝申し上げます。

さて、本年度の「坊っちゃんカップ・第 11 回道後温泉卓球大会」は、前夜祭が平成 30 年 2 月 19 日(月)、競技大会は平成 30 年 2 月 20 日(火)・21 日(水)の日程にて開催することとなりました。

つきましては、募集要項等を同封いたしますので、貴协会会员の方々をはじめ、たくさんの皆様にご案内いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

私どもは、この大会が卓球愛好家の増加の一助となるよう努めてまいりますので、何卒ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

【お問合わせ】

〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地

松山市総合コミュニティセンター内

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団

スポーツ振興部コミュニティセンタースポーツ振興課

担当：岡田^{おかだ}

TEL (089) 909-6154

FAX (089) 943-8730



坊っちゃんカップ 第11回道後温泉卓球大会

前夜祭

平成30年2月19日(月)

競技大会

平成30年2月20日(火)・21日(水)の2日間



前夜祭(開会17:00)

道後温泉本館周辺/17:00~18:00

- ・式典 ・始球試合
- ・デモンストレーションマッチ
- ・チャレンジマッチ
- ・地元特産品プレゼント抽選会

※会場、内容は変更する場合がございます。



松山の地元特産品など、
当たって嬉しい、
美味しい賞品を多数
ご用意いたします。



※イラストはイメージです。



競技大会

コミュニティセンター体育館
2月19日 練習場解放/13:00~16:00

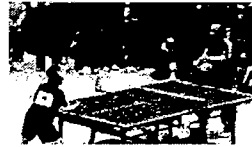
1日目(2月20日)

8:30~9:00 開会式
9:00~ 混合ダブルス
混合ダブルス終了後 男女ダブルス



2日目(2月21日)

8:30~9:00 開始式(ダブルス表彰式)
9:00~ 男女シングルス



開催要項 卓球ファンの皆さま、ぜひご参加ください!!

競技種目

■シングルの部 ※各クラスとも年齢の上限はありません。例えば、60歳以上の方もA:40歳以上のクラスにエントリーできます。

【男子の部】A:40歳以上 B:60歳以上 C:65歳以上 D:70歳以上 E:75歳以上 F:80歳以上
【女子の部】A:40歳以上 B:60歳以上 C:65歳以上 D:70歳以上 E:75歳以上 F:80歳以上

■ダブルスの部(合計年齢)

【男子の部】G:110歳以上 H:120歳以上 I:130歳以上 J:140歳以上 K:150歳以上 ※男女混合ペアの参加可
【女子の部】G:110歳以上 H:120歳以上 I:130歳以上 J:140歳以上 K:150歳以上

■混合ダブルスの部(合計年齢) ※女子のみのペアの参加可

G:110歳以上 H:120歳以上 I:130歳以上 J:140歳以上 K:150歳以上

競技方法

- ①現行のラージボール卓球ルールによる。
- ②予選リーグ、決勝トーナメント方式。
- ③予選リーグは3~4名(組)
- ④決勝トーナメントは上位(1~2位)、下位(3~4位)の2つのトーナメントとし、3位決定戦は行なわない。
- ⑤審判は、予選リーグは相互審判、決勝トーナメント1回戦は待機チーム、その後敗者審判で行う。
- ⑥タイムアウト制は適用しない。

表彰予定

- ①種目ごと年代別上位トーナメントの第1位、2位、3位(2名・組)【賞状、賞品】
- ②下位トーナメントの第1位【賞状】

参加資格

- ①平成29年度(公財)日本卓球協会登録会員(ゼッケン着用)
- ②年齢は40歳以上(平成30年4月1日基準)

参加料

シングルス 1名 2,000円 ダブルス 1組 3,000円

参加募集

募集期間/平成29年10月15日(日)~平成29年12月15日(金) 申込方法/エントリー用紙に必要事項を記入の上、FAXで申し込み。

主催/公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団
競技主管/愛媛県卓球協会、松山卓球協会
協賛/道後商店街振興組合、協賛企業各社

共催/松山市、公益財団法人松山観光コンベンション協会、道後温泉旅館協同組合
後援/松山市教育委員会、公益財団法人松山市体育協会、愛媛新聞社、NHK松山放送局、
南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ、FM愛媛、愛媛CATV

お問い合わせ先

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団 スポーツ振興部 コミュニティセンタースポーツ振興課(担当:岡田)

〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目5番地
E-mail spo-promo@cui-spo.or.jp

TEL(089)909-6154 FAX(089)943-8730

申込締切 平成29年12月15日(金) 参加費用 シングルス/1名2,000円、ダブルス/1組3,000円

■下記にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

申込代表者	フリガナ		フリガナ	
	氏名		チーム名	
	住所	〒 - 都・道 府・県		
	連絡先	電話		当日 連絡先 (必須)
携帯				

【シングルスエントリー記入欄】 部に○印、クラス欄にA~Fをご記入ください。(年齢は平成30年4月1日基準)

A:40歳以上 B:60歳以上 C:65歳以上 D:70歳以上 E:75歳以上 F:80歳以上

エントリー種目 部	クラス	No	参加者氏名	フリガナ	年齢	都道府県	チーム名 (同上「//」は不可)	本部 記入欄
男・女		1						
男・女		2						
男・女		3						
男・女		4						

【ダブルス・混合ダブルスエントリー記入欄】 部に○印、クラス欄にG~Kをご記入ください。(年齢は平成30年4月1日基準)

G:110歳以上 H:120歳以上 I:130歳以上 J:140歳以上 K:150歳以上

エントリー種目 部	クラス	No	参加者氏名	フリガナ	年齢	都道府県	チーム名 (同上「//」は不可)	本部 記入欄
男・女・混		1						
男・女・混		2						
男・女・混		3						
男・女・混		4						

ご記入がおわりましたら、**FAX.089-943-8730** までお送りください。

記入欄が不足した場合、この用紙をコピーしてご記入ください。エントリー費用・お振込み先などは、受付完了後にご連絡させていただきます。
ご不明な点がございましたら、(公財)松山市文化・スポーツ振興財団 コミュニティセンタースポーツ振興課 TEL.089-909-6154 までお問合せください。

坊っちゃんカップ・第11回道後温泉卓球大会 エントリークラス早見表

平成30年4月1日を基準といたします			年齢	区分				
大 正	11年	4月2日～12年4月1日	95	F	80歳以上			
	12年	4月2日～13年4月1日	94					
	13年	4月2日～14年4月1日	93					
	14年	4月2日～15年4月1日	92					
	15年	4月2日～15年12月15日	91					
昭 和	1年	12月16日～2年4月1日	91	F	80歳以上			
	2年	4月2日～3年4月1日	90					
	3年	4月2日～4年4月1日	89					
	4年	4月2日～5年4月1日	88					
	5年	4月2日～6年4月1日	87					
	6年	4月2日～7年4月1日	86					
	7年	4月2日～8年4月1日	85					
	8年	4月2日～9年4月1日	84					
	9年	4月2日～10年4月1日	83					
	10年	4月2日～11年4月1日	82					
	11年	4月2日～12年4月1日	81					
	12年	4月2日～13年4月1日	80			E	75歳以上	
	13年	4月2日～14年4月1日	79					
	14年	4月2日～15年4月1日	78					
	15年	4月2日～16年4月1日	77					
	16年	4月2日～17年4月1日	76					
	D	17年	4月2日～18年4月1日	75	D	70歳以上		
		18年	4月2日～19年4月1日	74				
		19年	4月2日～20年4月1日	73				
		20年	4月2日～21年4月1日	72				
		21年	4月2日～22年4月1日	71				
		22年	4月2日～23年4月1日	70			C	65歳以上
	23年	4月2日～24年4月1日	69					
	24年	4月2日～25年4月1日	68					
	25年	4月2日～26年4月1日	67					
	26年	4月2日～27年4月1日	66					
	B	27年	4月2日～28年4月1日	65	B	60歳以上		
		28年	4月2日～29年4月1日	64				
		29年	4月2日～30年4月1日	63				
		30年	4月2日～31年4月1日	62				
		31年	4月2日～32年4月1日	61				
		32年	4月2日～33年4月1日	60			A	40歳以上
		33年	4月2日～34年4月1日	59				
		34年	4月2日～35年4月1日	58				
35年		4月2日～36年4月1日	57					
36年		4月2日～37年4月1日	56					
37年	4月2日～38年4月1日	55						
38年	4月2日～39年4月1日	54						
39年	4月2日～40年4月1日	53						
40年	4月2日～41年4月1日	52						
41年	4月2日～42年4月1日	51						
42年	4月2日～43年4月1日	50						
43年	4月2日～44年4月1日	49						
44年	4月2日～45年4月1日	48						
45年	4月2日～46年4月1日	47						
46年	4月2日～47年4月1日	46						
47年	4月2日～48年4月1日	45						
48年	4月2日～49年4月1日	44						
49年	4月2日～50年4月1日	43						
50年	4月2日～51年4月1日	42						
51年	4月2日～52年4月1日	41						
52年	4月2日～53年4月1日	40						

坊っちゃんカップ・第11回道後温泉卓球大会 棄権・変更届

平成 年 月 日

- 締切日【12月15日(金)】後のエントリー種目(クラス)の変更はできません。
- 必ず電話番号の記入をお願いします。こちらから確認などの連絡をさせていただきます。
- プログラムには反映されない場合があります。
- 2月17日(土)までは、下記までFAXにてお知らせください。

松山市文化・スポーツ振興財団 FAX :089-943-8730

- 2月18日(日)以降は大会当日(前日練習日)すみやかに本部席に直接提出して下さい

申請者

チーム名

電話番号

<変更前>

エントリー種目	男 女 クラス	シングルス 歳以上
選手氏名 (年齢)		歳
チーム名		
都道府県名	都・道・府・県	

<変更後> ※棄権の場合は無記入 ※締切後のクラスの変更不可 ★年齢が満たない場合はOP参加

フリガナ 選手氏名 (年齢)		歳
チーム名		
都道府県名	都・道・府・県	

<変更前>

エントリー種目	混合ダブルス クラス	歳以上
選手氏名 (年齢)		歳
選手氏名 (年齢)		歳
チーム名		
都道府県名	都・道・府・県	

<変更後> ※棄権の場合は無記入 ※締切後のクラスの変更不可 ★年齢が満たない場合はOP参加

フリガナ 選手氏名 (年齢)		歳
フリガナ 選手氏名 (年齢)		歳
チーム名		
都道府県名	都・道・府・県	

<変更前>

エントリー種目	男 女 クラス	ダブルス 歳以上
選手氏名 (年齢)		歳
選手氏名 (年齢)		歳
チーム名		
都道府県名	都・道・府・県	

<変更後> ※棄権の場合は無記入 ※締切後のクラスの変更不可 ★年齢が満たない場合はOP参加

フリガナ 選手氏名 (年齢)		歳
フリガナ 選手氏名 (年齢)		歳
チーム名		
都道府県名	都・道・府・県	

**坊っちゃんカップ
第11回道後温泉卓球大会**

宿泊申込用紙

新規 ・ 変更

宿泊申込締切

平成 29 年 12 月 15 日 (金)

チーム名				代表者名			
住所 (送付物送り先)	〒	—	都・道 府・県				
電話				FAX			
携帯電話				メール			

ご宿泊者	No	氏名	フリガナ	年齢	性別	部屋割番号
	①			歳	男・女	
	②			歳	男・女	
	③			歳	男・女	
	④			歳	男・女	
	⑤			歳	男・女	
	⑥			歳	男・女	
	⑦			歳	男・女	
	⑧			歳	男・女	
	⑨			歳	男・女	
	⑩			歳	男・女	

※部屋割り番号は同室になる方を番号に分けてご記入ください。

宿 泊

No	宿泊日			ホテル名		ご利用室数	食事条件	無料 送迎バス
	2月19日(月)	2月20日(火)	2月21日(水)	上:第一希望	下:第二希望			
記入例	○	○	×	〇〇ホテル		4名以上 2 室 3名利用 室 2名利用 室 1名利用 室	朝食のみ 夕・朝付き	必要 不要
1						4名以上 室 3名利用 室 2名利用 室 1名利用 室	朝食のみ 夕・朝付き	必要 不要

※無料送迎バスはこの申込書で宿泊する方限定です。(完全予約制)

ご記入が完了しましたら、**FAX.089-943-8730** までお送りください。

【お問合せ先】

株式会社 愛媛新聞旅行
〒790-8511 愛媛県松山市大手町1丁目12番地1
TEL 089-998-7400 FAX 089-998-7411 (土・日・祝日休み)
※送付後1週間以内に連絡がない場合は上記へお問い合わせください。

担当
北川 博嗣

弊社回答欄

※記入欄が不足した場合、この用紙をコピーしてご記入ください。



坊っちゃんカップ第11回道後温泉卓球大会

宿泊施設のご案内 お好きな宿泊施設をお選びいただけます。
 ご宿泊・交通機関のお申し込みをご希望の方は別紙申込用紙にて大会事務局までお申し込みください。

道後↔大会会場 無料送迎

※別紙申込書で宿泊をお申し込みの方限定(完全予約制)

オールドイングランド 道後山の手ホテル

“優雅な英国風の休日”ロビーにはアンティークの家具や暖炉、調度品が並び、古き良きイギリスを思わせます。全70室ある客室は木の温もりを大切にしたフローリングをベースに、家具もすべてイギリス調で統一。

	セミダブル2名利用	セミダブル3名利用	ツイン2名利用	ツイン3名利用
夕・朝食付き	12,000円	—	14,000円	13,000円
朝食付き	8,000円	—	10,000円	9,000円

消費税、入湯税 150円 別途、駐車料金 800円/泊

道後グランドホテル

道後温泉駅下車徒歩4、5分。松山自動車道松山IC下車道後方面25分 MAP
 道後温泉本館からの引き湯♪《広々大浴場は“～25時”まで》

	4名以上	3名利用	2名利用	1名利用
夕・朝食付き	10,000円	11,000円	13,000円	—
朝食付き	—	—	—	—

駐車料金 500円 (税込)

道後温泉旅館 茶玻璃

道後温泉本館まで徒歩5分。自慢の屋上露天風呂からは松山市内が一望。2010年全館リニューアルし、食事処、スーパーダイニング、茶寮花小路。では、モダンな雰囲気やゆったりとした大人の時間を演出致します。

	4名以上	3名利用	2名利用	1名利用
夕・朝食付き	13,110円	14,190円	16,350円	—
朝食付き	—	—	—	—

駐車料金 540円 (税込)

ホテル椿館 別館

矢舂・はかま姿のマドンナがお出迎え。和・洋・中のバイキング。焼き物・刺身・天婦羅・野菜サラダ・ご飯類・デザート等、約30種ご用意。オープンキッチン形式で出来立てが楽しめます。

	4名以上	3名利用	2名利用	1名利用
夕・朝食付き	10,000円	11,000円	13,000円	—
朝食付き	8,000円	9,000円	10,000円	—

駐車料金 500円 (税込)

道後プリンスホテル

ホテル特典

ほくし処で8台の無料マッサージチェアが卓球大会の疲れをほくし、道後で湯冷めしないように湯袋をご用意いたします。

館内で十二の湯巡り、サウナ・ジャグジー風呂月大浴場、八趣の露天風呂、足湯がございます。フリードリンクコーナーでコーヒー・紅茶がお召し上がりいただけます。道後温泉駅到着時お電話いただければ、お迎えに上がります。

	4名以上	3名利用	2名利用	1名利用
夕・朝食付き	9,000円	10,000円	12,000円	15,000円
朝食付き	7,500円	8,500円	9,500円	12,500円

駐車料金 540円 (税込)

【交通機関について】

各地より松山までの交通手段と宿泊プランをあわせてお得なバックプランもございます。詳細につきましてはお気軽にお問合わせください。

【変更・取消料について】

予約の変更及び取消をされる場合は、ファックスにて大会事務局までご連絡ください。変更・取消により返金が生じた場合は、大会終了後ご指定の講座へお振込いたします。

【ご旅行条件】

大会宿泊は(株)愛媛新聞旅行が企画・実施する募集型企画旅行です。別紙詳しい旅行条件等をご確認の上、お申し込みください。

〈宿泊に関する取消料〉 上段：取消日/下段：取消料

宿泊日より14日前	13日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日・無連絡不泊
無料	20%	30%	50%	100%

旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業務第1819号

株式会社 愛媛新聞旅行

〒790-8511 愛媛県松山市大手町1丁目12番地1

TEL 089-998-7400 FAX 089-998-7411 (土・日・祝日休み)

総合旅行業務取扱管理者

弊社担当者：北川 博嗣

ご旅行条件書 (国内募集型企画旅行用)

※お申込の際には必ずこの『ご旅行条件書』をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社愛媛新聞旅行(観光庁長官登録旅行業第1819号)(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行約款」という)によります。

2. 旅行の申込方法

- 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お1人様につき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みください。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部または全部として取り扱います。

区分	申込金(お一人様)
旅行代金が 15万円以上	旅行代金の20%
旅行代金が 15万円未満	30,000円
旅行代金が 10万円未満	20,000円
旅行代金が 6万円未満	12,000円
旅行代金が 3万円未満	6,000円
旅行代金が 1万円未満	全額

- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して当社が定める期間内に申込書と申込金をご提出願います。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- お客様が旅行の参加に際し、車イスなど特別な配慮を必要とする場合には、契約の申込み時にお申し出下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 申込書と申込金の提出があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- お申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

3. お申込条件

- 15歳未満の方のご参加は、親権者の同行を条件とする場合があります。15歳以上20歳未満の方のご参加は、親権者の同意書が必要です。また、20歳未満の方同士のお申し込み・参加につきましてはお断りする場合があります。75歳以上の方は、健康診断書の提出をお願いすることがあり、場合によってはお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- 特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を害している方、妊娠中の方など特別な配慮を必要とする方はその旨お申し出ください。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運輸・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介護者・

同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。

- お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は加齢が必要と当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとることがあります。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約)でお受けすることがあります。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約の成立と最終日程表の交付

- 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客様にお渡し致します。
- 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(以下「最終日程表」という)を旅行開始日の前日までにお渡しします。当社は、旅行開始日の7日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表をお渡しする場合があります。
- 当社が、募集型企画旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負うサービスの範囲は、最終日程表に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日より以前にお支払いいただきます。但し、当該日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれているもの

以下のものが含まれます。

- 旅行日程に記載された、航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。)特別に記載されていない場合はエコノミークラス利用となります。
- 旅行日程に記載された、宿泊料金およびサービス料金
- 旅行日程に記載された、食事料金およびサービス料金
- 旅行日程に記載された、観光料金(ガイド料金・入場料金)
- 添乗員付コースの場合は添乗員が同行するために必要な諸費用

7. 旅行代金に含まれていないもの

第6項の旅行日程に記載された内容のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 超過手荷物料金(各種運送機関で定めた持込手荷物の範囲を超えるもの)
- クリーニング代、電報・電話料、旅館・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係るサービス料金
- 傷害、疾病に係る医療費等
- 希望者のみが参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金
- お客様のご希望によりお1人部屋を使用される場合の追加料金
- ご自宅と発着地間の交通費、宿泊費等
- 上記各号に係る消費税等諸税相当額など

8. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契

約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9.旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、以下の場合は旅行代金を変更します。

- 1 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、第22項の基準日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 2 第8項に記載した事由により旅行内容が変更(運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除きます)されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- 3 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する費用があるときはその費用をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。当社は旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様が次項により契約を解除し、契約上の地位を譲渡されようとしたお客様は、本条件書の定めるところにより、当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

11.お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

- 1 お客様は、第14項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
- 2 お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - (a) 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第19項(表)に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - (b) 第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程表に従った旅行の実施が不可能になったとき。
 - (e) 当社が、お客様に対し第4項(3)で定めた期日までに、最終日程表をお渡ししなかったとき。
- 3 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときに、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたとき、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

12.当社による旅行契約の解除

- 1 お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合、第14項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 2 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
 - (a) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (b) お客様が病気その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
 - (d) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前に、また、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起

算してさかのぼって3日目に当たる日より前までに、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

- (e) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- (f) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

13.旅行開始後の解除・払戻し

- 1 お客様による解除・払戻し
 - イ. お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻をいたしません。
 - ロ. お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。
- 2 当社による解除・払戻し
 - イ. 当社はつぎに掲げる場合においては旅行契約を解除することがあります。
 - (a) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ロ. 本項(2)イ.により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
 - ハ. 本項(2)イ.(a)(c)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

14.取消料

契約解除日とは、当社の営業日・営業時間内に解除のお申し出をいただき、当社が確認した日をさします。

- 1 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき次の取消料をお支払いいただきます。

区分	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目以降8日目にあたる日まで(日帰り旅行にあっては10日目以降8日目にあたる日まで)	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降2日目にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始の前日	旅行代金の 40%
旅行開始の当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
貸切船舶を利用する募集型車駆る旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考	取消料の金額は契約書面に明示します。

- 2 お客様が旅行開始日の集合時刻に間に合わず結果として旅行契約を解除された場合も本項(1)の取消料をお支払いいただきます。

15.旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- 1 お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

- 2 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

16.添乗員等の業務

- 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- 添乗員の同行しないコースはお客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン等をお渡ししますので、ご旅行の手続きはお客様自身で行っていただきます。
- 現地添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。
- 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行にあっては現地添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 添乗員の業務は、原則として、8時から20時までとします。
- 一部のコースにおいては、バスガイドとして乗務経験が豊富で、旅程管理業務を行う主任者(添乗員)の資格を有したスタッフが添乗員兼バスガイドとして同行する場合があります。

17.当社の責任及び免責事項

- 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます)の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 当社又は手配代行者の故意又は過失がなくお客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、本項(1)の責任を負うものではありません。
 - イ. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ロ. 運送・宿泊機関の事故等によるサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ハ. 官公署の命令又は伝染病による隔離
 - ニ. 自由行動中の事故
 - ホ. 食中毒
 - ヘ. 盗難
 - ト. 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- 手荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人につき15万円を限度(当社に故意または重過失がある場合を除く)として賠償いたします。ただし、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他こわれ物については賠償の責任を負いません。

18.特別補償

- 当社は、第17項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が本企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規定」により、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円または通院見舞金として通院日数(3日以上)により1万円～5万円のいずれかの高い方の金額、携行品に対する損害につきましては損害賠償金(15万円を限度)(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体にかかれた原稿等の補償はしません。
※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救済者費用等は一切適用されません。
なお、当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。
- 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と第17項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

19.旅程保証

- 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(第9項(2)かつこ書に規定する以外の次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - イ. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - (a) 天災地変・戦乱
 - (b) 暴動
 - (c) 官公署の命令
 - (d) 運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止
 - (e) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - (f) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ロ. 第11項と第12項および第13項(2)の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。
 - ハ. 次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、最終日程表に記載した日程からの変更で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して1旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様一人に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 当社が本項(1)の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第17項(1)の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第17項(1)の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した額を支払います。
- 当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

(表) 変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みません。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送期間の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りません。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送期間の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注 1.「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます、

注 2.確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更に着き 1 件として取り扱います。

注 3.第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき 1 件として取り扱います。

注 4.第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5.第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき 1 件として取り扱います。

注 6.第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

4 この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。

20.お客様の責任

- 1 お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行業約款の規定を守らなかったことにより、当社が被害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 2 お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなくてはなりません。
- 3 お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21.個人情報の取扱い

- 1 当社は、旅行申込の受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報をご提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。
- 2 当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用し、また、お申込いただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。
その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 3 当社は、旅行添乗業務、空港等での斡旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取り扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は該当委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

22.ご旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

23.その他

- 1 お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疫病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、忘れ物の回収等に伴う諸費用および別行動のために要した費用についてはお客様にご負担いただきます。
- 2 お客様に便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましてはお客様の責任で購入していただきます。
- 3 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。



感動探し まごころツアー
愛媛新聞旅行
(観光庁長官登録旅行業第 1819 号)

愛媛県松山市大手町 1 丁目 12 番地 1
TEL:089-933-3564 FAX:089-934-9276